

information

会議所からのお知らせ

長野県内の最低賃金のお知らせ

長野労働局よりお知らせです。最低賃金制は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

長野県内の事業場で働く全ての労働者と労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が時間額

693円

(H22. 10. 29 より)

に改正されました。

この機会に、是非賃金の確認をしてください。

なお対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆手当、通勤手当及び家族手当などは含まれません。

【お問合せ先】

長野労働局 労働基準部 賃金室
長野市中御所 1-22-1
TEL026-223-0555

*労働者を一人でも雇い入れた場合は、労働保険への加入義務が発生します。

融資利率

(平成22年11月11日現在)

○日本政策金融公庫
マル経資金 1.85%
普通貸付 2.15%

○セーフティネット貸付
特別利率・・・1.65%～

ご相談は当所まで

決算など説明会及び個別指導会のご案内

○年末調整と源泉税納付個別指導会

当所と青色申告会では、年末調整と源泉税納付に関する指導会を開催します。

- ◆日時 平成23年1月6日(木)・7日(金)・11日(火)
 <午前の部> 午前10時～正午
 <午後の部> 午後1時～4時
- ◆場所 諏訪商工会館 5階 大会議室
- ◆持ち物 賃金台帳(源泉徴収簿、扶養控除等申告書、保険料控除申告書)・給与支払報告書(総括表、個別明細書)・納付書(徴収高計算書)・国民年金保険料等証明書・認印・計算機・筆記用具 等
 *税額がなくても税務署、市役所への申告が必要です。
 *納期限延長の手続き(1月20日まで)をされていない方は、1月11日(火)が納期限となります。

○決算書作成個別指導会

- ◆日時 平成23年2月7日(月)・8日(火)・9日(水)・10日(木)
 <午前の部> 午前10時～正午
 <午後の部> 午後1時～4時
- ◆場所 諏訪商工会館 5階 大会議室
- ◆持ち物 決算書・前年決算書・帳簿類・筆記用具・計算機・認印等
 *複式簿記で青色申告特別控除をとられる方は期首(H22. 1. 1)と期末(H22. 12. 31)の資産・負債を調べて来てください。
 *減価償却が修了している資産(過去に10万円以上で購入した設備等)を現在も使用している方は、残存価格を1円残して5年間で均等償却できます。平成20年の決算書に記載がなくても残存価格が残っている可能性がありますので、固定資産台帳または過去の決算書をお持ちください。
 *商工会議所、協同組合、同業者組合、商店会などの会費、組合費又は賦課金などは必要経費(租税公課)になります。

○確定申告個別指導会(所得税・消費税)

- ◆日時 平成23年3月1日(火)・2日(水)・3日(木)・4日(金)・7日(月)・8日(火)
 <午前の部> 午前10時～正午
 <午後の部> 午後1時～4時
- ◆場所 諏訪商工会館 5階 大会議室
- ◆持ち物等の詳細は次月にお知らせします。

【問合せ先】諏訪商工会議所 TEL0266-52-2155

積立金、所得控除の救世主

小規模企業共済制度のご案内

退職金積立、節税にはぴったりの制度です

【小規模企業共済制度とは】

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方々が事業の廃止や役員の退職に備え、生活資金・事業再建資金の手当てを受けるため、あらかじめ掛金の積立を行う共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」といえるものです。

国が全額出資の中小企業基盤整備機構が運営する有利で安心な共済制度です。ここ数年の税制改正により所得控除が大幅に減少したため、低金利時代の退職金積立、節税にはぴったりの制度です。

【加入資格】

常時使用する従業員の数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の個人事業主および会社の役員、一定規模以下の企業組合・協業組合の役員の方です。

【毎月の掛金】

- ①毎月の掛金は、1,000円から7万円までの範囲内(五百円刻み)で自由に選べます。
- ②加入後に増額、減額ができ、前払いもできます(但し、減額する場合には一定要件が必要です)
- ③掛金は加入された方ご自身の預金口座から振替納付します。

【制度の特色】

- ①掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除されます。また、1年以内の前納掛金も同様に控除されます。(所得税・住民税が減税できます)
- ②共済金は「一時金受取」「分割受取」または「一時金受取と分割受取の併用」(但し、分割受取の併用には一定の要件があります)
- ③共済金は退職所得又は、公的年金などの雑所得として取り扱われます。
- ④一定の資格を有する方は傷害・災害貸付制度が利用できます。
- ⑤所得がない時など、掛金を納めることが困難な場合は、掛け止めができます。

加入対象者が拡大されます

平成23年1月1日より、個人事業主の「共同経営者」で一定の要件を満たせば個人事業主の配偶者や後継者、親族以外の方も加入することができます。(加入できる共同経営者は一事業主につき「2名」までとなります。)

*詳細については当所までお問い合わせください。
諏訪商工会議所 TEL0266-52-2155



アクサの
一生保障の医療保険 プライム2

無解約払いもどし金型終身医療保険(O9)

病気・ケガによる入院を一生保障する保険です。

ご検討の際には、「重要事項説明書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(甲財金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共済制度/福祉制度でサポートしています。また、経営者・従業員のみならず個人の自助努力による医療保障、生活保障、財産形成などのニーズにお応えする各種プランもご用意しています。貴事業所でも、ぜひ商工会議所の共済制度/福祉制度の活用をご検討ください。

松本支社 諏訪営業所
〒392-0023 諏訪市小和田南14-7
TEL 0266-53-8955

アクサ生命保険株式会社
redefining / standards

www.axa.co.jp/life/